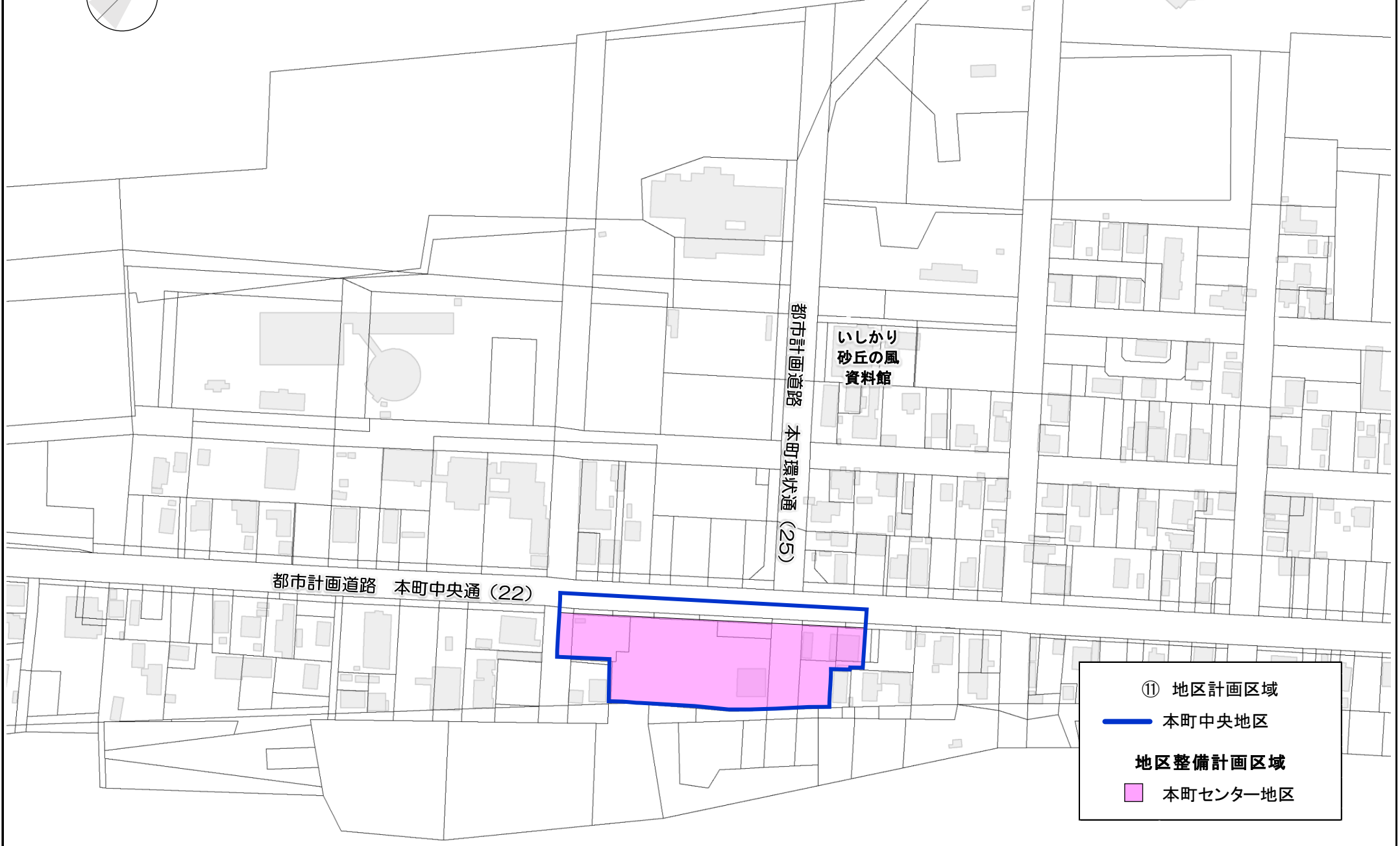


⑪ 本町中央地区地区計画 計画図



⑪ 地区計画区域

— 本町中央地区

地区整備計画区域

■ 本町センター地区

※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

<本町中央地区> 地区計画における建築物等の制限内容（本町センター地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項						
	建築物の用途の制限	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建蔽率の 最高限度	建築物の建築 面積の最低限度	建築物等の形態 又は意匠の制限	垣又はさくの 構造の制限
<p>●建築できない建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. ナイトクラブ 4. 床面積が15㎡を超える畜舎 	20/10	8/10	8/10	200㎡	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となることがあります	地区計画による制限はありません	

建築物の壁面の位置の制限（モデル図）

本町センター地区（近隣商業）

(1)

(2)

(3)

凡	例
—	地区計画 制限ライン